文学会　規約

この規約は、中央大学文学会の運営、活動を円滑に行い、会員の学生生活に利益と恩恵をもたらすことを目的として定められた。

第一章　総則

第一条（名称）

本会は、文学会と称する。

第二条（所在）

本会は、中央大学多摩キャンパスサークル棟4432号室を拠点とする。以降、これを会室と称す。

第二章　活動目的

第三条（目的）

本会は、以下の活動目的を設定する。

１．本会は、所属会員に対し、読解・創作技術の向上を与えることをその目的とする。

２．その技術・恩恵を他の学生にも還元することを目的とする。

第四条（活動）

本会は第三条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

１．本会は、各コースに分割された勉強会に参加することを第三条一項に対する活動とする。

２．また、年に一度、第三条二項の目的を達成するため、外部講師による講演会を主催することとする。

第三章　会員資格

第五条（会員）

本会は、中央大学の各学部の学生であり、かつ前述の目的に協賛する者に対し、会員となる資格を与える。

第六条（資格）

１．第五条の条件を満たす入会希望者は、原則として入会を認める。ただし、役職会の承認を必要とする。役職会は、正当な理由無しにこれを拒否できない。

２．役職会は、入会承認に関して、総意の下で会長に判断を一任することができる

第七条（入会）

本会への入会は、学友会への入部会届に、記名されている状態をもって入会とする。

第八条（退会）

１．本会の活動に参加が見られない者は、半期内に参加意志を表さない場合、次の半期で退会扱いとする。

２．本会会長・及び副会長に退会の意思表示をし、了承を得た者は、本会からの退会を許可する。役職会は、正当な理由無しにこれを拒否できない。

３．会内において問題行動を起こす、又は退学、停学処分相当のことを行った者については、役職会の合意に基づき、会長が除名することができる。

第九条（権利）

会員は以下の権利を有する。

１．本会の活動に参加する権利を有する。

２．本会の総会における選挙権を有する。

３．本会の会室を利用する権利を有する。

第十条（義務）

会員は以下の義務を負う。

１．本会の活動に参加する義務を負う。

２．本会の活動時には、規約に従う義務を負う。

第十一条（会費）

本会は、原則として会員から会費を徴収しない。

第四章　役職会

第十二条（役職）

本会は、原則として以下の十二役職長を置く。この役職長は、やむを得ない事情がない限り重複してはならない。

１．会長を置くこと。

２．副会長を置くこと。

３．会計長を置くこと。

４．渉外担当を置くこと。

５．飲食長を置くこと。

６．企画長を置くこと。
７．会室長を置くこと。
８．講演会委員長を置くこと。
９．流謫編集長を置くこと。
１０．ステラ編集長を置くこと。
１１．ＩＴ担当を置くこと。
１２．看板ビラ担当を置くこと。

第十三条（役職会）
本会は、第十二条において置かれた役職長十二名によって、文学会の運営組織として役職会を組織する。

第十四条（任命）
１．次期各役職長の任命は、前任者と役職会の同意の上で、前役職会が任命する。しかし、会長、副会長はその限りでない。
２．次期各役職長に指名された者は、やむを得ない事情が有る場合、これを拒否することができる。この拒否権を、役職会は妨げてはならない。

第十五条（任期・引継）
各役職長の任期は、原則として一年間とする。やむ終えない事情により、役職長を継続せざるをえない場合、もう一年の任期継続を認める。
各役職の引継時期は、役職マニュアルの定めるところとする。

第十六条（承認）
役職の引継後、各役職長は可能である限り早く本会の総会で報告する義務を負う。

第十七条（会長）
会長は、本会を代表し、かつ会の事務を統轄する。また、次期会長を副会長との合意の上で指名することができる。

第十八条（副会長）
副会長は、会長の役割を補佐し、会長が不在の時には、これを代行する。また、次期副会長を会長との合意の上で指名することができる。

第五章　総会則

第十九条（総会）
本会は、意思確認および決定の場として総会を設ける。総会は、役職会または会長、副会長が開くことができる。

第二十条（告知義務）
総会を開く場合、会長または副会長は、一週間以上前に告知する必要がある。

第二十一条（定員）
本会は、全会員の過半数以上の参加をもって、総会を開くことができることとする。

第二十二条（決定）
総会で意志決定を図る場合、過半数の賛成をもって会の意志と見なす。

第二十三条（否決）
総会で意志決定を図り、過半数の反対があった場合、直ちに代案を提出するか提出案を取り下げる必要がある。

第六章　勉強会(ゼミ活動)
第二十四条（各コースの設置）
本会は、勉強会の場として、以下のコースを設ける。
１．日本文学コースを設ける。
２．海外文学コースを設ける。
３．児童文学コースを設ける。
４．ミステリーコースを設ける。
５．ライトノベルコースを設ける。
６．哲学コースを設ける。
７．創作コースを設ける。

第二十五条（コース長）
１．二十四条で定めた各コースには、重複無しにコース長を定めなくてはならない。これは役職会との兼任を許可する。
２．各コース長は、次期コース長を任命する権限を有する。ただし、役職会の承認を得る必要がある。
３．役職会は、総意の上で会長に次期コース長の承認を一任することができる。
４．次期コース長に指名された者は、やむを得

ない事情がある場合、これを拒否することができる。役職会はこの拒否権を妨げてはならない。

5．各コース長は必要に応じて、副コース長を設定することができる。但し、これはコース員が十名以上でなくてはならない。

6．コース員は、コース長の活動姿勢等に問題がある場合、会長に解任を請求することができる。会長は直ちに新しくコース長を任命する。

7．コース長の任期は九月から翌年九月までの、一年間とする。後任がいない場合、再任を許可する。

第二十六条（所属義務）

本会会員は、原則として、第二十五条で規定されたコースのうち最低一つに参加しなくてはならない。

第二十七条（所属変更）

会員は、半期ごとに所属するコースを変更することができる。しかし、コース長はその限りではない。

第二十八条（コースの凍結・増設）

1．第二十五条で規定されたコースのうち、所属人員が一名になる事案が発生した場合、そのコース活動は二名以上の人員を集めるまで、一時凍結する。

2．第二十五条で規定されていないコース活動を開始したい場合、人員を三名以上集めた上で会長に申告し、総会で承認を得る必要がある。

3．また、二項の事案が許可された場合、役職会は次年度までに第二十五条を改定しなくてはならない。

第二十九条（努力義務）

本会会員は、所属しているコースの活動に参加できるよう、努力するべきである。

第三十条（非所属コース）

本会会員は、所属していないコースの活動に参加する権利を有する

第三十一条（活動告知）

本会のコース活動で勉強会を開く場合、当該人は最低一週間以上前に告知する必要がある。

第三十二条（複数重複）

1．コース活動は、基本会室で行う。

2．他のコース活動と重複する場合には、Cスクエアなどの他施設を利用する。

3．複数のコース活動が同日に重複する場合、活動場所は明示しなくてはならない。

第三十三条（活動時間）

1．勉強会を開くことができる時間は、原則九十分以内に制限される。やむを得ない事情により超過した場合、参加者に帰宅を促すなどの配慮をしなければならない。

2．勉強会は、中央大学の定期試験二週間前からは原則、開催してはならない。もしその期間に活動する場合には、事前にコース員同士で合意形成を行うこと。

第七章　講演会対策勉強会

第三十四条（白門祭講演会）

本会は、年に一度、白門祭期間中に外部の者を招き、講演会を主催する必要がある。

第三十五条（対策）

前述の講演会に先駆け、後期の初めに対策として、勉強会、またはそれに類する活動をしなくてはならない。

第三十六条（義務）

本会員は、この講演会、及び対策活動に可能な限り出席、参加する義務を負う。

第三十七条（権限）

この講演会に関する一切の事項の権限は、講演会委員長に一任する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、役職会に委譲することができる。

第八章　会室利用等

第三十八条（会室時間使用）

本会員は会室を開門時間中は自由に利用することができる。ただし、占有的に使用したい場合、時

間と使用目的を明確にした上で、会長または副会長の許可を得る必要がある。

第三十九条（清潔義務）
本会員は、会室を清潔に保つ義務がある。また、室内を著しく汚す行為を禁ず。

第四十条（私物）
本会室において、無記名私物の設置は原則一週間とする。また、記名の無い私物が一週間以上放置されている場合、その所有権を会室長に移譲するものとする。その後の細則については、会室長マニュアルに準拠するものとする。

第四十一条（書籍）
本会室の棚に個人所有の書籍を置く場合、所有者が明確であるようにしなくてはならない。ただし、会に寄贈する場合はこの限りでない。

第四十二条（ＰＣの利用）
本会室の PC では、学業に関することと、会に関することを目的とする使用を最優先とする。これを、他の目的で使用している者は妨げてはならない。

第四十三条（紛争の禁止）
会室内では、乱闘、喧嘩等の行為を、会室の清潔保持の観点から禁止する。

第四十四条（施錠）
本会室から会員が居なくなる時には、施錠したことを確認すること。鍵の取り扱いに関しては、会室長マニュアルに準拠すること。

第四十五条（私的利用）
会室での飲食、勉学、歓談等は、特殊な事情が無い限りはこれを妨げられない。

第四十六条（会所有物）
会所有の書籍、物品は、原則として持ち出しを禁ずる。書籍に関しては、会の活動に関することのみ、持ち出しを許可する。

第四十七条（メーリングリスト）
１．活動告知等をメーリングリストによって行う場合、送信者名と学年を明記しなくてはならない。
２．メーリングリストのメールは、緊急時の場合を除き、九時から二十一時の間に送らなくてはならない。
３．勉強会の告知は、一週間前と当日の計２回、総会の告知は、二週間以上前と一週間前と当日の計三回行わなくてはならない。

第九章　改訂

第四十八条（改訂）
１．本会規約を改訂する場合、正当な理由の元に、改訂案を提示した上で総会を開き、過半数の賛成を得る必要がある。
２．本会の実活動と規約との間に齟齬が発生した場合、活動を見直す、又は規約を改訂する必要がある。
３．規約改訂時に、条数をずらす必要がある場合、附則に挿入、削除箇所を明記する必要がある。

第四十九条（否決）
会規改訂案が否決されたにも関わらず、役職会は当該条文を改訂してはならない。

第五十条（補足）
条文が改訂された際には、附則に改訂事項と改訂年月日、施行年月日を明記しなくてはならない。

第十章　附則

第五十一条（設立）
本会の設立年月日は、1954 年とする。

第五十二条（施行）
１．本規約は、平成二十八年四月一日より施行する。